

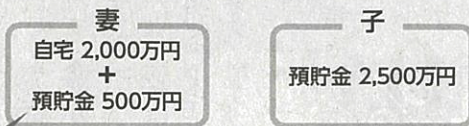
配偶者居住権の有無による違い

相続人：妻と子

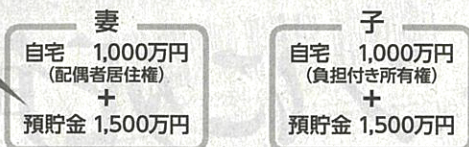
相続財産：自宅(2,000万円)+預貯金(3,000万円)=5,000万円

法定相続割合：妻 1/2(2,500万円) 子 1/2(2,500万円)

改正前の遺産分割



改正後の遺産分割



妻が相続する預貯金額が増える

広告

企画制作・お問合せ先
日経エージェンシー
TEL.03-5259-5430

40年ぶりの民法改正で相続が変わった 相続税理士に相談して“老老相続”をスムーズに

**配偶者居住権で
住まいと資金を確保**

夫が亡くなって妻と子が相続人となり、夫の遺産が自宅の土地・建物と預貯金というのはよくあるケース。この場合、法定相続割合で遺産を分割する際、妻が自宅に住み続けるためにその所有権を相続し、子が預貯金を相続すると、妻が相続できる預貯金が少なくなり、妻の老後の生活資金が不足するということが起こりうる。

これを回避するために、今回の改正では「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」が新たに設けられた。

配偶者短期居住権は、夫が亡くなったとき、夫の所有する建物に無償で住んでいた妻が、遺産分割で建物の所有者が決まるまで、あるいは夫が亡くなってから6カ月のいずれか遅い時期まで、その建物に住み続けられる権利をいう。

これまでも、夫の死後に妻が自宅に無償で住むことは判例で認められてきたが、今回、権利として明確化された。配偶者短期居住権は夫が亡くなったときに建物に対して自動的に発生する。この権利は相続財産ではないので、遺産分割には影響しない。

「おしどり贈与」が特別受益の対象外に

従来は贈与した配偶者が亡くなったとき、贈与分は特別受益となり、その分贈与された配偶者が受け取れる遺産が減ったが、民法改正で贈与分が特別受益の対象外となり、贈与を受けた配偶者は、相続のときこれまでより多くの財産を受け取れるようになった。

今回の改正で相続における配偶者の保護が強化されたが、実務的にはさまざまな注意点が存在。円滑・円満な相続のためには、事前にその分野に詳しい税理士のアドバイスを受けることが大切だ。

「おしどり贈与」が特別受益の対象外に

婚姻期間20年以上の夫婦のどちらかが相手に居住用の不動産等を贈与した場合、2000万円まで贈与税が非課税になる制度があり「おしどり贈与」と呼ばれたりする。

従来は贈与した配偶者が亡くなったとき、贈与分は特別受益となり、その分贈与された配偶者が受け取れる遺産が減ったが、民法改正で贈与分が特別受益の対象外となり、贈与を受けた配偶者は、相続のときこれまでより多くの財産を受け取れるようになった。

夫の死後も妻は
自宅に住み続けられる

長寿化によって、被相続人も高齢であるケースが増え、特に、夫の死後に残された高齢の妻の住まいの確保や生活の保障が重要になってきている。

それに配慮して、今回の民法改正では「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」が新たに設けられた。

配偶者短期居住権は、夫が亡くなったとき、夫の所有する建物に無償で住んでいた妻が、遺産分割で建物の所有者が決まるまで、あるいは夫が亡くなってから6カ月のいずれか遅い時期まで、その建物に住み続けられる権利をいう。

これまでも、夫の死後に妻が自宅に無償で住むことは判例で認められてきたが、今回、権利として明確化された。配偶者短期居住権は夫が亡くなったときに建物に対して自動的に発生する。この権利は相続財産ではないので、遺産分割には影響しない。

「おしどり贈与」が特別受益の対象外に

婚姻期間20年以上の夫婦のどちらかが相手に居住用の不動産等を贈与した場合、2000万円まで贈与税が非課税になる制度があり「おしどり贈与」と呼ばれたりする。

従来は贈与した配偶者が亡くなったとき、贈与分は特別受益となり、その分贈与された配偶者が受け取れる遺産が減ったが、民法改正で贈与分が特別受益の対象外となり、贈与を受けた配偶者は、相続のときこれまでより多くの財産を受け取れるようになった。

信頼できる相続・贈与に詳しい

相続税理士50選

Vol.14

平成の約30年間に日本人の平均寿命は伸び続け、社会の状況や家族のあり方が大きく変わったにもかかわらず、民法の相続に関する条文は昭和55年以降、大きな変更がなされていなかった。そこで昨年、約40年ぶりに高齢化などの現状に合わせた見直しを盛り込んだ民法改正が行われた。

日経電子版連動広告企画 <http://ps.nikkei.co.jp/souzokuzeirishi/index.html>

高野総合グループ
税理士法人
高野総合会計事務所

お客様との「信頼・信用・信義」を重んじ、50名以上の税理士・公認会計士が毎年400件以上の案件に従事しています。

税理士法人 高野総合会計事務所

【本部】103-0027 東京都中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com/>
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号 【代表】高野 角司

クロスボーダーの相続・事業承継案件についても国内案件同様、世界150カ国以上のグローバルネットワークおよびEY弁護士法人を含む国内ネットワークを通じて、ワンストップで対応します。

EY
Building a better working world

EY税理士法人

【本部】〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
TEL.03-3506-2411 <http://www.eytax.jp>
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第213号 【代表】堀名 和博

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

【相続税に関する相談16,000件超、申告3,600件超の圧倒的な実績】
神奈川・東京・埼玉の12店舗を中心に、全国対応中!

ランドマーク税理士法人グループ

【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 37階
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com>
【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号 【代表】清田 幸弘

世界158カ国のネットワーク、日本最大級のアドバイザーとして複雑な事業承継や国際相続の問題も対応いたします。

pwc

PwC税理士法人

【本部】〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル15階
TEL.03-5251-2400 <http://www.pwc.com/jp/tax>
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第28号 【部門代表】小林 和也

面倒な相続の手続きのすべてが一度の相談で楽に終わる。

Legacy
税理士法人 レガシイ

税理士法人レガシイ

【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL.0120-501-725 <http://legacy.ne.jp>
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第378号 【代表】天野 隆